

○補助金等交付規則

昭和 32 年 5 月 31 日

島根県規則第 32 号

補助金等交付規則をここに公布する。

補助金等交付規則

(目的)

第 1 条 この規則は、補助金等の交付の申請及び決定、補助事業等の執行に関する事項等補助金等の交付及び使用に関する基本的な事項を規定し、もって補助金等の適正な使用を図ることを目的とする。

2 補助金等の交付に関しては、法令及び財務に関する規則に定めるもの並びに他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(平 15 規則 12・平 22 規則 33・一部改正)

(定義)

第 2 条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金

(2) 利子補給金

(3) 負担金、交付金その他相当の反対給付を受けない給付金で別表に定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行うもの(補助事業等を行うものとその費用を支弁するものが異なるときは、その費用を支弁するものを含む。)をいう。

(平 15 規則 12・平 22 規則 33・一部改正)

(補助の対象等)

第 3 条 補助金等の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容及びその交付の率又は金額は、別に定めて告示する。ただし、補助金等の交付の相手方があらかじめ特定しているものについては、告示せずこれらの事項をその相手方に通知する。

(補助金等の交付の申請)

第 4 条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事(教育委員会の所管の予算に係るものにあつては教育委員会教育長、公安委員会の所管の予算に係るものにあつては警察本部長。以下同じ。)の定める期日までに提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所

(2) 補助事業等の目的及び内容

(3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画

(4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

(5) その他知事が定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 申請者の営む事業

(2) 申請者の資産及び負債に関する事項

(3) 補助事業等の経費のうち、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担額及び負担方法

(4) 補助事業等の効果

(5) 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項

(6) その他知事が定める事項

3 第1項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による書類の添付は、知事の定めるところにより、省略することができる。

(平17規則20・平20規則33・平22規則33・一部改正)

(交付の決定)

第5条 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地の調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をしなければならない。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

3 知事は、第1項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(平15規則12・平17規則20・一部改正)

(補助金等の交付の条件)

第6条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(平17規則20・一部改正)

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をした者は、第5条第3項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から起算して7日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

(平17規則20・一部改正)

(補助事業等の遂行)

第 8 条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件、その他法令に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子を軽減しないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 補助事業者等は、補助金等をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って他の者に相当の反対給付を受けずに給付金を交付する場合には、その者に前項に定める事項に従わせる必要な措置をとらなければならない。

3 補助事業者等は、補助金等の交付の目的に従って利子を軽減して資金を融通する場合には、その融通を受ける者に当該資金の融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもってその事務又は事業を行わせ、当該利子の軽減を受けた資金を他の用途へ使用させないよう必要な措置をとらなければならない。

(平 15 規則 12・平 17 規則 20・一部改正)

(決定内容の変更等)

第 9 条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更をするとき。
- (2) 補助事業等の内容の変更をするとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。

2 補助事業者等は、当該補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(平 15 規則 12・一部改正)

(実績報告)

第 10 条 補助事業者等は、補助事業等が完了(事務費と事業費の区分ができるものについては、事務費に係る部分又は事業費に係る部分の完了を含む。)したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合もまた同様とする。

(補助金等の額の確定)

第 11 条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知する。

(平 17 規則 20・一部改正)

(補助事業等の遂行の指示)

第 12 条 知事は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 221 条第 2 項の規定による状況の調査をした場合又は補助事業者等が提出する同項の規定による報告若しくは補助事業等の完了若しくは廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その調査又は報告に係る補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これに従って当該補助事業等を遂行すべきこと、又はこれに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

(昭 39 規則 45・平 17 規則 20・平 22 規則 33・一部改正)

(財産の処分の制限)

第 13 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次の各号のいずれかに該当する財産を知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

- (1) 不動産
- (2) 船舶、浮標、浮き橋及び浮ドック
- (3) 前 2 号に掲げるものの従物
- (4) 機械及び重要な器具で知事が指定したもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため知事が特に必要があると認めて定めるもの

2 前項の規定は、補助事業者等が当該財産に係る補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合及び耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、適用しない。

(平 15 規則 12・平 20 規則 33・一部改正)

(交付の決定の取消し等)

第 14 条 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助事業等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第 1 号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

- (1) 補助金等の交付決定後の事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき(補助事業者等の責に帰すべき事情によるものを除く。)
- (2) 補助事業者等が、当該補助金等を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助事業者等が、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業者等が、当該補助事業等に関し、法令、この規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- (5) 補助金等の交付の目的に従って利子を軽減して融通する資金の融通を受けたものが、法令、規則その他知事の定める条件に違反したとき。

2 前項第 2 号から第 5 号までの規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第 1 項第 1 号に該当するものとして補助金等の交付の決定を取り消した場合には、県は当該取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対し知事が別に定めるところにより補助金を交付する。

(昭 33 規則 3・平 15 規則 12・平 17 規則 20・平 22 規則 33・一部改正)

(補助金等の返還)

第 15 条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(平 15 規則 12・平 22 規則 33・一部改正)

(加算金及び延滞金)

第 16 条 補助事業者等は、前条第 1 項の規定により、補助金の返還を命ぜられたとき(第 14 条第 1 項第 1 号に該当して交付の決定が取り消されたことにより補助金等の返還を命ぜられたときを除く。)は、その命令に係る補助金等の最後の受領の日(当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日)から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(昭 46 規則 21・平 15 規則 12・一部改正)

(雑則)

第 17 条 補助金等の交付に関する細目は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 32 年度において新たに交付の意思を表示する補助金等から適用する。

2 次に掲げる県令、規則、告示及び訓令は、廃止する。

河川水防費補助規則(大正 11 年島根県令第 35 号)

市町村土木費補助規則(昭和 3 年島根県令第 40 号)

島根県水産業補助規則(昭和 22 年島根県規則第 16 号)

市町村伝染病予防費補助規則(昭和 24 年島根県規則第 102 号)
島根県工場設置奨励条例施行規則(昭和 30 年島根県規則第 45 号)
漁業生産奨励規程(昭和 21 年島根県告示第 531 号)
島根県国民健康保険者保健婦設置費補助規程(昭和 22 年島根県告示第 338 号の 2)
船溜船揚場設置漁業共同施設補助金交付要綱(昭和 23 年島根県告示第 48 号)
予防接種費補助規程(昭和 24 年島根県告示第 416 号)
災害防止施設事業負担金交付規程(昭和 25 年島根県告示第 5 号)
島根県漁業用電波探知機設置補助要綱(昭和 25 年島根県告示第 406 号)
開拓事業入植施設災害復旧補助要綱(昭和 26 年島根県告示第 295 号)
島根県中小企業共同施設費補助要綱(昭和 26 年島根県告示第 623 号)
乳用牛導入資金利息補助規程(昭和 26 年島根県告示第 669 号)
しいたけ乾燥設備設置補助要綱(昭和 26 年島根県告示第 807 号)
しいたけ純粹培養種菌購入補助要綱(昭和 26 年島根県告示第 808 号)
漁業協同組合再編成協議会費補助金交付規程(昭和 27 年島根県告示第 712 号)
改良炭窯構築補助金交付規程(昭和 28 年島根県告示第 42 号)
島根県有畜農家創設事業資金利子補助要綱(昭和 28 年島根県告示第 84 号)
島根県飼料作物採種、ほ設置補助金交付規程(昭和 28 年島根県告示第 150 号)
牧野改良施設補助規程(昭和 28 年島根県告示第 151 号)
土地改良事業計画補助金交付規程(昭和 28 年島根県告示第 305 号)
島根県農業共済団体事務費交付金交付規程(昭和 28 年島根告示第 315 号)
木炭倉庫設置補助要綱(昭和 28 年島根県告示第 367 号)
納税貯蓄組合補助金交付規程(昭和 28 年島根県告示第 419 号)
木炭包装用かや俵原料かや畑造成費補助金交付規程(昭和 28 年島根県告示第 555 号)
水防施設費補助規程(昭和 29 年島根県告示第 173 号)
養蚕経営改善特別指導施設補助金交付規程(昭和 29 年島根県告示第 421 号)
小作料決定調査費補助金交付規程(昭和 29 年島根県告示第 555 号)
飼料自給経営施設設置補助金交付規程(昭和 30 年島根県告示第 122 号)
島根県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金交付規程(昭和 30 年島根県告示第 138 号)
島根県農業薬剤整備補助金交付要綱(昭和 30 年島根県告示第 222 号)
中小企業等協同組合中央会補助金交付規程(昭和 31 年島根県告示第 593 号)
自作農創設特別措置特別会計償還対策費補助金交付要綱(昭和 31 年島根県告示第 750 号)
島根県土地改良事業補助金交付規程(昭和 31 年島根県告示第 765 号)
島根県開拓関係事業補助金交付規程(昭和 31 年島根県告示第 771 号)
島根県国土調査事業補助金交付規程(昭和 32 年島根県告示第 7 号)
島根県林業関係事業補助金交付規程(昭和 32 年島根県告示第 34 号)
島根県農業協同組合整備促進費補助金交付規程(昭和 32 年島根県告示第 55 号)

島根県農作物生産確保事業補助金交付規程(昭和 32 年島根県告示第 58 号)

島根県小団地開発整備事業費補助金交付規程(昭和 32 年島根県告示第 73 号)

農業委員会等補助金交付規程(昭和 32 年島根県告示第 119 号)

農山漁村建設総合対策補助金交付規程(昭和 32 年島根県告示第 173 号)

農林水産業施設災害復旧事業補助金交付規程(昭和 32 年島根県告示第 175 号)

市町村土木費補助規則施行細則(昭和 3 年島根県訓令第 13 号)

3 昭和 31 年度以前において交付の意思を表示した補助金等については、なお従前の例による。

附 則(昭和 33 年規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 32 年度において新たに交付の意思を表示した補助金等から適用する。

附 則(昭和 34 年規則第 56 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 39 年規則第 45 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 55 年規則第 54 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の補助金等交付規則の規定は、昭和 55 年 5 月 8 日から適用する。

附 則(昭和 57 年規則第 22 号)

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年規則第 19 号)

1 この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の前日に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第 8 号から第 10 号までに掲げる交付金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第 13 条から第 16 条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成 5 年規則第 82 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の補助金等交付規則の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 6 年規則第 35 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の前日に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第 12 号及び第 13 号に掲げる交付金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金

等交付規則第 10 条から第 16 条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成 7 年規則第 24 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の補助金等交付規則別表第 10 号の規定は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第 12 号に掲げる交付金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第 10 条から第 16 条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成 11 年規則第 27 号)

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第 13 号及び第 16 号に掲げる交付金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第 10 条から第 16 条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成 12 年規則第 27 号)

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第 1 号及び第 24 号に掲げる負担金等については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第 10 条から第 16 条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成 13 年規則第 21 号)

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、この規則による改正後の補助金等交付規則(次項において「新規則」という。)別表第 19 号の規定は、平成 13 年 2 月 5 日から適用する。
- 2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第 12 号、第 19 号、第 21 号及び第 23 号に掲げる負担金等については、同日以後も新規則第 10 条から第 16 条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成 14 年規則第 63 号)

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる負担金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第 10 条から第 16 条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成 15 年規則第 12 号)

- 1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第 1 号及び第 11 号に掲げる負担金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第 10 条から第 16 条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成 16 年規則第 16 号)

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第15号、第16号及び第24号に掲げる交付金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成17年規則第20号)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第14号に掲げる交付金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成18年規則第22号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第2号、第10号、第12号、第14号及び第22号に掲げる負担金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則(以下「改正後の規則」という。)第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

3 改正後の規則別表第11号、第20号から第23号まで、第26号、第29号及び第31号から第33号までに掲げる負担金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成19年規則第22号)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第8号、第10号及び第11号に掲げる負担金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則(以下「改正後の規則」という。)第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

3 改正後の規則別表第5号、第12号、第13号及び第18号に掲げる負担金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成20年規則第33号)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第11号、第26号、第28号、第36号及び第41号に掲げる負担金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則(以下「改正後の規則」という。)第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

3 改正後の規則別表第14号、第30号、第32号及び第34号に掲げる負担金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成21年規則第13号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第 8 号、第 9 号、第 13 号及び第 15 号に掲げる負担金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第 10 条から第 16 条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成 22 年規則第 33 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第 28 号、第 36 号及び第 39 号に掲げる交付金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則(以下「改正後の規則」という。)第 10 条から第 16 条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第 6 号、第 28 号、第 46 号及び第 58 号に掲げる交付金については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第 10 条から第 16 条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成 23 年規則第 36 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第 24 号、第 40 号及び第 44 号に掲げる交付金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則(以下「改正後の規則」という。)第 10 条から第 16 条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第 3 号、第 26 号、第 33 号、第 41 号、第 42 号、第 46 号及び第 52 号に掲げる交付金については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第 10 条から第 16 条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成 24 年規則第 32 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第 16 号、第 52 号、第 57 号及び第 63 号に掲げる交付金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則(以下「改正後の規則」という。)第 10 条から第 16 条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第 60 号に掲げる交付金については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第 10 条から第 16 条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成 25 年規則第 33 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第 29 号及び第 65 号に掲げる交付金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則(以下「改正後の規則」という。)第 10 条から第 16 条までの規定の適用があるものとする。

3 改正後の規則別表第7号、第28号、第69号、第70号及び第71号に掲げる交付金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成26年規則第44号)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第2号から第4号まで、第10号、第34号、第45号、第52号、第54号、第59号及び第63号に掲げる交付金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則(以下「改正後の規則」という。)第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

3 改正後の規則別表第27号、第40号、第44号、第55号、第56号及び第62号に掲げる交付金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成27年規則第35号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第5号、第7号、第20号、第21号、第27号、第33号、第44号、第48号、第49号、第72号及び第73号に掲げる交付金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則(以下「改正後の規則」という。)第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

3 改正後の規則別表第10号、第24号、第28号、第40号、第51号及び第57号に掲げる交付金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成28年規則第62号)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第17号、第24号、第28号、第37号、第38号、第48号、第49号、第56号、第72号、第75号及び第77号に掲げる交付金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則(以下「改正後の規則」という。)第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

3 改正後の規則別表第24号に掲げる負担金については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則(平成29年規則第16号)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第16号、第25号、第28号から第31号まで、第55号、第71号、

第 81 号及び第 84 号に掲げる交付金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則(以下「改正後の規則」という。)第 10 条から第 16 条までの規定の適用があるものとする。

3 改正後の規則別表第 32 号、第 33 号及び第 43 号に掲げる交付金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第 10 条から第 16 条までの規定の適用があるものとする。

別表(第 2 条関係)

(平 5 規則 82・全改、平 6 規則 35・平 7 規則 24・平 11 規則 27・平 12 規則 27・平 13 規則 21・平 14 規則 63・平 15 規則 12・平 16 規則 16・平 17 規則 20・平 18 規則 22・平 19 規則 22・平 20 規則 33・平 21 規則 13・平 22 規則 33・平 23 規則 36・平 24 規則 32・平 25 規則 33・平 26 規則 44・平 27 規則 35・平 28 規則 62・平 29 規則 16・一部改正)

- 1 公立大学法人島根県立大学運営費交付金
- 2 島根県私立高等学校等就学支援金交付金
- 3 島根県私立高等学校等学び直し等のための就学支援金
- 4 島根県私立高等学校等就学支援金事務費交付金
- 5 地方職員共済組合島根県支部事務費負担金
- 6 市町村定住支援体制整備推進交付金
- 7 過疎地域市町村定住支援体制整備推進交付金
- 8 過疎地域新規卒業者等雇用促進支援事業推進交付金
- 9 過疎(中山間)地域自立促進特別事業推進交付金
- 10 中山間地域自立促進特別事業推進交付金
- 11 過疎地域「小さな拠点づくり」推進体制整備交付金
- 12 「小さな拠点づくり」推進体制整備交付金
- 13 島根県特定有人国境離島地域社会維持推進交付金
- 1314 しまね社会貢献基金活動支援金
- 1415 自然環境整備交付金
- 1516 大田市地域振興交付金
- 1617 隠岐世界ジオパーク推進協議会運営費負担金隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会運営費負担金
- 1718 国民健康保険調整交付金
- 1819 介護給付費負担金
- 1920 地域でガッチリ安心サポート事業(地域支援事業)交付金
- 2021 老人医療給付費負担金
- 2122 後期高齢者医療給付費負担金
- 2223 国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金
- 2324 児童保護費負担金

2425 児童保護医療費負担金
25 しまね縁結び市町村交付金
26 しまねすくすく子育て支援事業交付金
27 しまね結婚・子育て市町村交付金
28 地域少子化対策重点推進交付金島根県地域少子化対策重点推進交付金
29 子ども・子育て支援交付金しまね子ども・子育て支援交付金
30 子どものための教育・保育給付費負担金島根県子どものための教育・保育給付費県費負担金
31 子ども・子育て支援整備交付金島根県子ども・子育て支援整備交付金
32 しまね病児保育促進事業費交付金
33 しまね病児保育施設整備交付金
3234 生活保護費負担金
3335 国民健康保険保険基盤安定負担金
3436 国民健康保険高額医療費共同事業負担金
3537 後期高齢者医療保険基盤安定負担金
3638 後期高齢者医療高額医療費負担金
3739 島根県未熟児養育医療費等負担金
3840 障害者自立支援給付費負担金
3941 障害者医療費負担金
4042 島根県障がい児入所給付費等負担金及び障がい児入所医療費等負担金
43 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金
4144 島根県農業委員会ネットワーク機構負担金
4245 島根県電源立地地域対策交付金
4346 島根県原子力防災安全等対策交付金
4447 広報・調査等交付金
4548 島根県救急業務高度化推進事業交付金
4649 児童手当交付金
4750 子ども手当交付金
4851 子どもたちへの善意の寄附交付金
4952 生活衛生営業振興交付金
5053 島根県生活基盤施設耐震化等交付金
5154 島根県6次産業化ネットワーク活動交付金
5255 島根県中山間地域等直接支払交付金
5356 島根県中山間地域等担い手収益力向上支援事業交付金
5457 島根県農業委員会交付金
5558 青年就農給付金農業次世代人材投資資金

5659 島根県国有農地等管理処分事業事務取扱交付金
5760 島根県農地利用最適化交付金
61 島根県荒廃農地等利活用促進交付金
5862 消費・安全対策交付金
5963 強い農業づくり交付金
6064 需給調整円滑化推進交付金
6165 環境保全型農業直接支払交付金
6266 農山漁村振興交付金
6367 島根県多面的機能支払交付金
6468 森林整備地域活動支援交付金
6569 みーもの森づくり事業費交付金
6670 再生の森事業費交付金
6771 飯南町地域振興交付金
6872 次世代木材生産・供給システム構築事業交付金
6973 島根県森林・林業再生基盤づくり交付金
7074 島根県緑の青年就業準備給付金
7175 道整備交付金地方創生道整備推進交付金
7276 鳥獣被害防止総合対策交付金
7377 離島漁業再生支援交付金
7478 強い水産業づくり交付金
7579 浜田地域水産業構造改革交付金
7680 島根県水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業交付金
81 水産業強化支援事業交付金
7782 港整備交付金
7883 浜田地区水産振興対策事業交付金
7984 農山漁村地域整備交付金
8085 企業立地促進助成金
81 離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業交付金
8286 島根県公立高等学校就学支援金交付金
8387 子ども読書活動推進事業交付金
84 社会教育主事講習派遣教員活動交付金
8588 ふるさと教育推進事業交付金
8689 地域と中学校の文化部活動支援事業交付金
8790 公立学校共済組合島根支部事務費負担金
8891 警察共済組合島根県支部事務費負担金

○利率等の表示の年利建て移行に関する規則(抄)

昭和46年4月1日

島根県規則第21号

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第26条 前各条の規定による改正後の規則その他の規則の規定に定める延滞金、違約金、延滞利息等の額の計算につきこれらの規則の規定に定める年当たりの割合は、閏じゆん年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。